教高第4005-２号

令和２年２月13日

私立中学校長　様

大阪府教育委員会

教育長

教育

令和２年度大阪府公立高等学校特別入学者選抜等における

新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和２年２月12日付け教高第4005号において通知したところですが、別添（写し）の令和２年２月12日付け事務連絡による厚生労働省健康局結核感染症課からの「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第１項及び第14条第２校に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」を踏まえ、令和２年度大阪府公立高等学校特別入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応の対象者の定義を、下記のとおり変更いたします。

つきましては、急な対応をお願いすることとなり、申し訳ございませんが、関係教職員、当該選抜への志願者及び保護者に周知いただき、適切に処理いただきますようお願いいたします。

なお、この変更に伴って、教高第4005号の別紙及び参考文例を変更したものを添付しております。

記

＜変更前＞

次の(1)又は(2)に該当する者を新型コロナウイルス感染症への対応を行う対象者とする。

(1) 湖北省から帰国（入国を含む。以下同じ。）した者で、帰国後２週間以内に出願又は学力検査、実技検査、面接若しくは適性検査（以下「学力検査等」という。）実施の日を迎える者

(2) 湖北省から帰国して２週間以内の者と同居してから２週間以内に出願又は学力検査等実施の日を迎える者

＜変更後＞

次の(1)又は(2)に該当する者を新型コロナウイルス感染症への対応を行う対象者とする。

(1) 湖北省又は浙江省から帰国（入国を含む。以下同じ。）した者で、帰国後２週間以内に出願又は学力検査、実技検査、面接若しくは適性検査（以下「学力検査等」という。）実施の日を迎える者

(2) 湖北省又は浙江省から帰国して２週間以内の者と同居してから２週間以内に出願又は学力検査等実施の日を迎える者

問合せ先

　大阪府教育庁　教育振興室

高等学校課　学事グループ

　　　笠松・林田

　　電話　06-6944-6887

　　支援教育課　学事・教務グループ

　　　森田・田路